

金融円滑化にかかる基本的方針、体制の概要および実施状況

平成28年11月14日

黒部市農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）は終了しましたが、引き続き当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本的方針

黒部市農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
- また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
- また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。
- （１）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- （２）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- （３）各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附 則

この方針は、平成２２年１月２８日から施行する。

この方針の変更は、平成２５年４月１日から実施する。

2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、金融部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融部へ報告することとしております。
- (4) 各支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

3 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの金融円滑化にかかるご相談の窓口を金融部に設置しているほか、各支店においても承っております。
- (2) お客さまからの当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融部に受付窓口を設置しております。また、各支店で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに金融部に連絡をし、金融部と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

＊ 相談および苦情窓口は以下のとおり。

店舗名	所在地	窓 口	電話番号
本 店	黒部市天神新 210-1	金融部 融資課	0765-54-2053
南部支店	黒部市天神新 210-1	金融窓口	0765-54-5454
北部支店	黒部市金屋 220-1	金融窓口	0765-54-0034
東部支店	黒部市宇奈月町浦山 806-1	金融窓口	0765-65-7200
三日市支店	黒部市三日市 3123	金融窓口	0765-54-0003
生地支店	黒部市生地中区 263	金融窓口	0765-56-8013
新三島支店	黒部市三日市 1050	金融窓口	0765-52-1729

(受付時間：平日 9 時～16 時)

4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

金融円滑化管理責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。

特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。

また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修・指導を行っております。

5 貸付条件の変更等の実施状況

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の実施状況

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位：件、百万円)

	平成27年 12月末		平成28年 3月末		平成28年 6月末		平成28年 9月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	27	681	27	681	27	681	27	681
うち、実行に係る貸付債権	22	541	22	541	22	541	22	541
うち、謝絶に係る貸付債権	4	137	4	137	4	137	4	137
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	1	2	1	2	1	2	1	2

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の実施状況

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位：件、百万円)

	平成27年 12月末		平成28年 3月末		平成28年 6月末		平成28年 9月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	24	273	24	273	24	273	24	273
うち、実行に係る貸付債権	17	200	17	200	17	200	17	200
うち、謝絶に係る貸付債権	2	23	2	23	2	23	2	23
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	5	49	5	49	5	49	5	49